

(保 182)

平成22年1月5日

都道府県医師会

担当役員 殿

日本医師会常任理事

藤 原 淳

レセプト電子請求に係る免除・猶予届の提出について

レセプトオンライン請求の義務化スケジュールや例外規定などの改正につきましては、平成21年11月25日付け厚生労働省令第151号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」等により、その内容が示され、①現在、レセコン未使用（手書き）の病院・診療所や常勤医師がすべて65歳以上の診療所は免除、②レセコンを使用し紙レセプトで請求している診療所において、平成22年7月1日の時点で常勤医師に65歳未満の者がいる場合、平成22年7月診療分よりオンライン請求または電子媒体での請求が義務化となりますが、平成21年11月25日以前にレセコンをリースまたは購入した施設では、リース期間（平成21年11月26日以降の延長を含む。）または減価償却期間である5年間（減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中（平成21年11月26日以降の延長を含む）の間）が終了するまで、最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されました。

本件につきましては、平成21年11月30日付け日医発第734号（保163）にてご連絡申し上げ、貴会会員に周知方をお願いしたところでございます。

また、支払基金支部から予め都道府県医師会にご説明の上、各医療機関に12月上旬の増減点連絡書に改正内容等が解説されたチラシが同封され連絡されていることと存じます。

これら免除、猶予となるためには、各々の届出期限までに支払基金および国民健康保険団体連合会の両方に届出する必要がありますので、今回改めて例外

措置（免除・猶予）の内容や届出期限、届出様式等について下記のようにご連絡申し上げます。

つきましては、再度、貴会会員に周知方をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 例外措置（免除・猶予）の内容

(1) 現在、レセコン未使用（手書き）の病院・診療所は免除になり、引き続き手書きでの請求が可能となりました。

※ 平成22年3月31日までに審査支払機関への届出（様式第1号）が必要です。

※ 常勤医師がすべて65歳以上の診療所は（2）を参照ください。

※ 平成21年11月26日以降にレセコン未使用（手書き）に変更した施設も届出（様式第5号）が必要です。

(2) 常勤医師がすべて65歳以上の診療所は免除になりました（ただし、すでにオンライン請求または電子媒体による請求を行っている場合は免除になりません。）。

※ レセコンを使用し紙レセプトで請求している診療所は平成22年7月1日の時点で年齢を判断し、平成22年3月31日までに審査支払機関への届出（様式第2号）が必要です。

※ レセコン未使用（手書き）の診療所は平成23年4月1日の時点で年齢を判断し、平成22年12月31日までに審査支払機関への届出（様式第2号）が必要です。

☆ （様式第2号）により65歳以上の届出をすればレセコン未使用（手書き）の届出（様式第1号）を重複して行う必要はありません。

※ 届出後、基準日における年齢が65歳未満の常勤医師が診療に従事することになった場合は免除ではなくなり、改めて届出（様式第2号）が必要になり、届出した翌月診療分の請求までは免除となります。

※ 平成21年11月26日以降に勤務医師の交代等によって、常勤医師がすべて65歳以上（平成22年7月1日または平成23年4月1日の時点

で)の診療所となった場合は、届出(様式第5号)した上で免除となります。

※平成21年11月26日以降に常勤医師がすべて65歳以上となる年齢の判断についても、レセコン使用の場合は平成22年7月1日時点で判断し、レセコン未使用(手書き)の場合は、平成23年4月1日の時点で判断します。

(3)レセコンを使用し紙レセプトで請求している診療所において、平成22年7月1日の時点で常勤医師に65歳未満の者がいる場合、平成22年7月診療分よりオンライン請求または電子媒体での請求が義務化となりますが、平成21年11月25日以前にレセコンをリースまたは購入した施設では、リース期間(平成21年11月26日以降の延長を含む。)または減価償却期間である5年間(減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中(平成21年11月26日以降の延長を含む)の間)が終了するまで、最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されます。

※平成21年11月26日以降のリース・購入は対象外となりますが、平成21年11月26日以降に保守管理契約(再リース)を延長した場合は対象となり、その際も最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されます。

※平成22年3月31日までに審査支払機関への届出(様式第3号)が必要です。再リースや保守管理契約を延長した場合も届出が必要です。

2. 電子媒体で請求している施設は現状のままです(オンラインまでは義務化されません)。

3. 平成21年4月診療分から義務化であったが、5月の請求省令改正によって6か月を目途に猶予された400床未満病院(文字対応)は平成21年12月診療分からオンライン請求または電子媒体での請求を行うこととなります。

※病院(文字非対応)は再リースや保守管理契約を延長した場合、(様式第3号)を届出すれば最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されます。

4. 以下に示す個別の事情により、オンラインまたは電子媒体による請求が困難な施設は、審査支払機関に届出（様式第4号）することで、例外的に紙レセプトでの請求が可能になっています。

イ 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの

ロ レセコン販売業者、リース業者と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの

ハ 改築工事中、又は臨時の施設で診療を行っているもの

ニ 概ね1年以内に診療を廃止あるいは休止の計画を定めているもの

ホ その他特に困難な事情がある場合

※ 困難な事情を明らかにする資料を添付する必要があります。

5. 届出について

(1) 免除、猶予となるためには、上記の届出期限までに様式第1号～第5号（別添資料1参照）を支払基金および国民健康保険団体連合会の両方に届出する必要があります。また、届出後、事情が変わった場合も届出が必要です。

届出様式は基金支部に備え付けられており、また、支払基金ホームページからダウンロードできるようにもなっております。

(<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html>)

郡市区医師会で届出をまとめて審査支払機関に提出することも可能です。

(2) 免除・猶予の届出期限（再掲）

1) レセコン未使用（手書き）

① 平成23年4月1日時点で常勤医師が65歳以上の場合

⇒ 平成22年12月31日までに免除の届出（様式第2号）

☆（様式第2号）により65歳以上の届出をすればレセコン未使用（手書き）の届出（様式第1号）を重複して行う必要はありません。

② 平成23年4月1日時点で常勤医師が65歳未満の場合

⇒ 平成22年3月31日までに免除の届出（様式第1号）

2) レセコンを使用し紙レセプトで請求

① 平成22年7月1日時点で常勤医師が65歳以上の場合

⇒ 平成22年3月31日までに免除の届出（様式第2号）

- ② 平成22年7月1日時点で常勤医師が65歳未満の場合で、平成21年11月25日以前にレセコンをリースまたは購入した場合
⇒ 平成22年3月31日までに猶予の届出（様式第3号）
再リース・再保守契約で最長平成27年3月31日まで

3) 個別の事情

- 回線障害、業者対応遅れ、特に困難な事情の場合（様式第4号）
⇒ 請求日当日に届出可能、後日速やかに事情が確認できる資料提出

（添付文書）

1. 届出書様式第1号～第5号

2. レセプト電子請求に係る免除届・猶予届について

（平成21年12月25日 事務連絡（厚生労働省保険局総務課））

請求省令附則第五条による免除届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第五条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

附則第五条

請求省令第五条第二項（※1）の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であって、平成21年11月26日（請求省令の改正日）において書面による請求を行っているものは、次の期限（※2）までに届出書を届け出るものとする。

※1：レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を行うことができる。

※2：医科病院、医科診療所…平成22年3月31日まで、歯科病院、歯科診療所、薬局…平成22年12月31日まで

平成 年 月 日

住所

開設者

氏名



（審査支払機関名） 御中

① 区分	（ 医科病院 ・ 医科診療所 ・ 歯科病院 ・ 歯科診療所 ・ 薬局 ）		
② 医療機関（薬局）コード	③ 電話番号		
④ 保険医療機関（薬局）名	⑤ 郵便番号	- - - - -	
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地	※ 受付印		
⑦ 備考			

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。

請求省令第六条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第六条第二項又は第六条第三項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

第六条第二項 《免除該当》

請求省令第六条第一項（※1）の規定により、届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次に該当（※2）する場合は、次の期限（※2）までに届け出るものとする。

- ※1：保険医療機関である診療所又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であって、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。）のうち、次に掲げる区分の日において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が満65歳以上のもの
 - レセプトコンピュータを使用している 薬局…平成21年4月1日、医科診療所…平成22年7月1日、歯科診療所…平成23年4月1日
 - レセプトコンピュータを使用していない 診療所又は薬局…平成23年4月1日
- ※2：●レセプトコンピュータを使用している 薬局…平成21年12月10日、医科診療所…平成22年3月31日、歯科診療所…平成22年12月31日
- レセプトコンピュータを使用していない 診療所又は薬局…平成22年12月31日

第六条第三項 《免除非該当》

第六条第一項に該当していた保険医療機関である診療所又は保険薬局において、上記区分の日における年齢が65歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに従事することとなった場合

平成 年 月 日

住所

開設者

御中

（審査支払機関名）

氏名

御中

（印）

① 該当内容・区分	免除（該当・非該当）；（医科診療所・歯科診療所・薬局）	電話番号	③	大・昭 年 月 日	※ 受付印
② 医療機関（薬局）コード		郵便番号	⑤	大・昭 年 月 日	
④ 保険医療機関（薬局）名				大・昭 年 月 日	
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地				同意（する・しない）	
⑦ 免除に該当する診療所又は保険薬局の常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日（全員分記載） ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること	常勤人数				
⑧ ⑦欄の確認にあたって、添付書類のみで確認できなかった場合は、地方厚生（支）局に確認を行うことについての同意					
⑨ 備考					

【記入に当たったの説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該内容及びの該当区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、貴医療機関（薬局）に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師全員の生年月日を記入すること。
- エ. ⑧欄は、地方厚生（支）局に確認を行うことに同意するものに○印を付けること。
なお、同意「しない」に○を付けられる際には、記入内容を確認できなかつたり、書類不備があった場合に届出書の再提出や添付書類の追加提出などを求めることととなりますので、ご承知願います。
（届出書の確認事務の効率化のため、なるべく同意いただきますようお願いいたします。）

【添付書類の説明】

- ・免除に該当する診療所又は保険薬局は下記ア、イの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。
- ア. ⑦欄に記入する生年月日を確認できる書類（医師（薬剤師）免許証の写し等）
- イ. 貴医療機関（薬局）における常勤医師（薬剤師）の構成が確認できる書類（届出書に記入されている常勤医師（薬剤師）について地方厚生（支）局に届け出ている保険医療機関・保険薬局指定申請書の写し等）
※保険医療機関・保険薬局指定申請書などの確認できる書類を添付できない場合は、添付できない理由書を必ず添付し、⑧欄に必ず同意をしてください。
（常勤医師（薬剤師）の構成を確認できない場合、免除の対象となりませんので、留意願います。）

請求省令附則第四条第二項による猶予届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第四条第二項の規定（※）に基づき、附則第四条第二項の表中第一号又は第二号に掲げる保険医療機関・保険薬局に該当するため、下記のとおり届け出ます。

※ 附則第四条第二項

次の①に該当する病院若しくは診療所又は薬局において、②の日の3か月前の日までに、③又は④に該当する旨を審査支払機関に届け出したものは、⑤の日までの間は、書面による請求を行うことができる。

- ① レセプトコンピュータを使用している病院若しくは診療所又は薬局（電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ薬局にあっては、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に請求件数が1,200件以下に限る）
- ② ●薬局は平成21年3月31日、●病院・診療所（歯科に係るものを除く）は平成22年6月30日、●病院・診療所（歯科に係るものに限る）は平成23年3月31日
- ③ 附則第四条第二項表中第一号自ら購入したレセプトコンピュータ（平成21年11月25日以前に購入）であり、購入した日から5年（保守管理契約（平成21年11月26日以降に延長されたものも含む。）を締結している場合はその契約の終了日）を経過した日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合
- ④ 附則第四条第二項表中第二号レセプトコンピュータをリース契約（平成21年11月25日以前に締結したもの。同年11月26日以降に延長したものも含む。）したものであり、当該リース契約の終了の日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合
- ⑤ 猶予期間

●購入した日（又はリース契約終了の日）の属する月の末日又は平成27年3月31日（薬局の場合は平成23年3月31日）のいずれか早い日

* 薬局は平成21年4月1日以降、●病院又は診療所（医科に限る）は平成22年7月1日以降、●病院又は診療所（歯科に限る）は平成23年4月1日以降

（審査支払機関名） 御中

住所

開設者

氏名



平成 年 月 日

①	レセコン契約・区分	(購入 ・ リース) 契約	(医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局)
②	医療機関（薬局）コード	③	電話番号
④	保険医療機関（薬局）名	⑤	郵便番号
⑥	保険医療機関（薬局）所在地		
⑦	保険薬局の場合、平成20年4月1日から平成21年3月31日まで の間における請求件数	件	(支払基金分 件) (国保連合会分 件)
⑧	レセコンを購入契約している場合、 購入年月日及び保守管理契約終了年月日	(購入 年 月 日)	平成 年 月 日
⑨	レセコンをリース契約している場合、 レセコンのリース期間の始期及び終期	(保守管理契約終了年月日) 平成	年 月 日
⑩	レセコンのソフトメーカー名及びプログラム名称	平成 年 月 日 ~	年 月 日
⑪	備考	(メーカー名) (アウトラム名称)	

※ 受付印

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）のレセコンの契約形態及び該当する区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関届・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、貴薬局における当該期間の請求件数を記入すること。
また、当該件数の内訳（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に提出した件数）も記入。
- エ. ⑧欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンを購入した年月日及びそのレセコンの保守管理が終了する年月日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期の年月日を記入すること。
- カ. ⑩欄は、ソフトメーカー名はレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作者の氏名を記入し、プログラムの名称はレセコンのソフトの名称及びシリーズ名を記入すること。

【添付書類の説明】

- ・レセコンを購入契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のア及びウの書類を必ず添付すること。
- ・レセコンをリース契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のイ及びウの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。
- ア. 現在使用しているレセコンの購入年月日及び保守管理終了年月日を確認できる書類
- イ. 現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期を確認できる書類
- ウ. 現在使用しているレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作者の氏名、レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を確認できる書類

【留意事項】

本届出書提出後、リース契約又は保守管理契約の延長を行った場合は、再度届出が必要となりますので、忘れずに届出していただきますよう、よろしくお願ひします。

請求省令附則第四条第五項による猶予届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第四条第五項の規定（※）に基づき、附則第四条第五項第一号から第五号のいずれかに該当する保険医療機関・保険薬局であるため、下記のとおり届け出ます。

※ 附則第四条第五項

保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

- 附則第四条第五項第一号（一号該当）
電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局であって、当該障害が生じている間、電子情報処理組織の使用による請求ができないもの
- 附則第四条第五項第二号（二号該当）
レセプトコンピュータの販売又はリースの事業者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、完了するまでの間、光ディスク等を用いた請求ができないもの
- 附則第四条第五項第三号（三号該当）
改案のため工事の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局であって、当該施設において診療又は調剤を行っての間、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求ができないもの
- 附則第四条第五項第四号（四号該当）
廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局であって、廃止又は休止までの間、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求ができないもの
- 附則第四条第五項第五号（五号該当）
その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局

平成 年 月 日

（審査支払機関名） 御中

開設者

住所

氏名



① 該当号・区分	(一)号・二)号・三)号・四)号・五)号	該当	(医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局)
② 医療機関（薬局）コード	：	③ 電話番号	
④ 保険医療機関（薬局）名		⑤ 郵便番号	
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地			
⑦ 一号に該当する場合、回線機能障害理由			
⑧ 二号に該当する場合、レセプトコンピュータの販売又はリースの事業者及び電気通信事業者との契約日及び作業完了予定日	事業者との契約日	平成 年 月 日	※ 受付印
⑨ 三号に該当する場合、工事開始日又は臨時施設利用開始日及び終了予定日	作業完了予定日	平成 年 月 日	
	工事又は臨時施設開始日	平成 年 月 日	
	工事又は臨時施設終了予定日	平成 年 月 日	
⑩ 四号に該当する場合、廃止又は休止予定日	廃止又は休止予定日	平成 年 月 日	
⑪ 五号に該当する場合、特に困難な事情の内容			
⑫ 備考			

【記入に当たったの説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の附則第四条第五項第一号から第五号のいずれか該当する号及び該当する区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関届・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、電気通信回線設備の機能障害により電子情報処理組織の使用による請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届出するまでに判明できない場合は、その旨を記入し、後日理由を提出すること。
- エ. ⑧欄は、当該事業者との契約日及び作業完了予定日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、工事開始日又は臨時施設利用開始日及び終了予定日を記入すること。
- カ. ⑩欄は、廃止又は休止計画をしている予定日を記入すること。
- キ. ⑪欄は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが困難である内容を記入すること。ただし、恣意的な理由による内容は認められないので、注意すること。

【添付書類の説明】

- ・それぞれ該当する書類を必ず添付すること。
 - ・ただし、下記ア、イ、オについて、当該届出書と同時に書類を添付できないやむを得ない事情がある場合は、その旨を記入し、後日提出すること。
 - ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。
- ア. 一号に該当する場合、⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
- イ. 二号に該当する場合、事業者との契約書の写しなど契約期間を証明できる書類
- ウ. 三号に該当する場合、改築などの工事の場合はその業者との契約書の写し、臨時施設利用の場合はその施設利用の契約書の写しなど、これらを証明できる書類
- エ. 四号に該当する場合、廃止又は休止年月日を確認できる保険医療機関（保険薬局）廃止・休止・再開届の写しなど証明できる書類
- オ. 五号に該当する場合、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類

請求省令第七条第一項による書面による請求の開始届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第七条第一項に基づき下記のとおり届け出ます。

第七条第一項
保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

次のいずれかに該当する保険医療機関又は保険薬局が対象。
 ・レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関又は保険薬局であって、書面による請求方法を平成21年11月26日（請求省令改正の施行日）後に新たに開始しようとする場合（請求省令第五条第一項該当）
 ・保険医療機関である診療所又は保険薬局において、診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が満65歳以上のものであり、レセプトコンピュータを使用して書面による請求を新たに開始しようとする場合（請求省令第六条第一項該当）

平成 年 月 日

（ 審査支払機関名 ） 御 中 住 所 開設者 氏 名



① 該当条・区分	(五 条 ・ 六 条) 要 件 該 当 ; 医 科 病 院 ・ 医 科 診 療 所 ・ 歯 科 病 院 ・ 歯 科 診 療 所 ・ 薬 局		
② 医療機関(薬局)コード	③ 電話番号		
④ 保険医療機関(薬局)名	⑤ 郵便番号		
⑥ 保険医療機関(薬局)所在地			
⑦ 書面による請求開始予定年月	平成	年	月 予定
⑧ 六条要件に該当する診療所又は保険薬局の常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日(全員分記載) ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること	常勤人数	大・昭	年 月 日
		大・昭	年 月 日
		大・昭	年 月 日
⑨ ⑧欄の確認にあたって、添付書類のみで確認できなかった場合は、地方厚生(支)局に確認を行うことについての同意	同意 (する ・ しない)		
⑩ 備考			

※ 受付印

【記入に当たったの説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当する要件及び該当区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、書面による請求を開始する請求予定年月を記入すること。
- エ. ⑧欄は、貴医療機関（薬局）で従事する常勤の保険医又は保険薬剤師全員の生年月日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、地方厚生（支）局に確認を行うことに同意するか否か該当するものに○印を付けること。
なお、同意「しない」に○を付けられる際には、記入内容を確認できなかつたり、書類不備があった場合に届出書の再提出や添付書類の追加提出などを求められらるることとなりますので、ご承知願います。
（届出書の確認事務の効率化のため、なるべく同意いただきますようお願いいたします。）

【添付書類の説明】

- ・六条要件に該当する診療所又は保険薬局は下記ア、イの書類を必ず添付すること。
・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。
- ア. ⑧欄に記入する生年月日を確認できる書類（医師（薬剤師）免許証の写し等）
- イ. 貴医療機関（薬局）における常勤医師（薬剤師）の構成が確認できる書類（届出書に記入されている常勤医師（薬剤師）について地方厚生（支）局に届け出ている保険医療機関・保険薬局指定申請書の写し等）
※保険医療機関・保険薬局指定申請書などの確認できる書類を添付できない場合は、添付できない理由書を必ず添付し、⑨欄に必ず同意をしてください。
（常勤医師（薬剤師）の構成を確認できない場合、免除の対象とならない可能性がありますので、留意願います。）

事 務 連 絡
平成21年12月25日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局総務課

レセプト電子請求に係る免除届、猶予届について

先に御連絡致しましたとおり、平成21年11月25日付けで、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第151号。以下「請求省令」という。）が公布され、平成21年11月26日から施行・適用されたところです。

以下の医科病院、医科診療所については、請求省令により免除又は猶予等の例外措置を定めました。

- レセプトコンピュータを使用せず、手書きで書面による診療報酬請求を行っている医科病院、医科診療所については、電子媒体又はオンラインによる請求への移行を免除します。

※ これらの医療機関については、電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めるものとします。

該当する場合、その旨を平成22年3月31日までに審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に届け出る必要があります。（様式第1号）

- 常勤の医師がすべて65歳以上*であって、電子媒体又はオンラインによる請求を行っていない医科診療所については、オンライン又は電子媒体による請求への移行を免除します。

※ 年齢の判断の時点は、①レセプトコンピュータを使用している医科診療所は、平成22年7月1日。②レセプトコンピュータを使用していない医科診療所は、平成23年4月1日。

該当する場合、その旨を①レセプトコンピュータを使用している医科診療所は、平成22年3月31日まで、②レセプトコンピュータを使用していない医科診療所は、平成22年12月31日までに審査支払機関に届け出る必要があります。（様式第2号）

- 電子レセプトに対応していないレセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間が終了するまでの間の医科病院（レセスタに対応していないレセコンを使用しているものに限る）、医科診療所について、電子媒体又はオンラインによる請求への移行を猶予します。

該当する場合、その旨を平成22年3月31日までに審査支払機関に届け出る必要があります。（様式第3号）

- 電子媒体又はオンラインによる請求を行うことが困難な個別の事情※がある医科病院、医科診療所について、例外的に書面による請求を認めます。

※ 個別の事情

- ・ 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの
- ・ レセプトコンピュータ販売業者、リース業者と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの
- ・ 改築工事中、又は仮の施設で営業中であるもの
- ・ 概ね1年以内に廃止又は休止の計画を定めているもの
- ・ その他特に困難な事情があると認められるもの

該当する場合は、その旨を請求の日の前までに審査支払機関に届け出る必要があります。

（様式第4号）

つきましては、貴団体におかれましても、上記の免除、猶予要件に該当する場合は速やかに届出を審査支払機関に行っていただくよう、会員各位に対し周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細な取扱いについては社会保険診療報酬支払基金のホームページを参考にして下さい。（<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html>）